

● 有料老人ホームの類型

類型	類型の説明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設をいう。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することができる。(介護サービスは、有料老人ホームの職員が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては、介護付と表示することができない。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設をいう。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することができる。(有料老人ホームの職員が安否確認、計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては、介護付と表示することができない。)
住宅型有料老人ホーム (注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設をいう。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することができる。
健康型有料老人ホーム (注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設をいう。介護が必要となった場合には、契約を解除し、退去しなければならない。

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行うことができない。